3　参考事項				
フリガナ		6　設備の種別		
4　氏名又は名称				
5　住　所				
7　設置の目的				
8　設置場所				
9　高周波電流を通ずる線路	(1)　種別	(2)　区間	10　許可の番号	11　許可の年月日
12　電波法施行規則別表第６号第１の表２の項の(1)の適用の条件への適合	□適合している　□適合していない			
※備考				

←25ミリメートル→

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　［略］

［２　略］

３　各欄の記載は、次のとおりとすること。

区　別		記載する欄	備　考
［１　略］	［(1)　略］ ［(2)　略］	［略］ ［略］	［(注１)～(注３)　略］
２　通信設備以外の設備	(1)　新設許可の申請の場合	１の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)及び(17)並びに２から８まで	［削る］
	(2)　変更の許可の申請等の場合	１の(1)（注２）、(2)(注２)、(3)（注２）、(4)（注２）、(5)（注２）、(6)（注２）、(7)(注２)、(8)（注２）、(9)(注２)、(10)（注２）、(12)（注２）、(13)（注２）、(14)（注２）、(15)(注２)、(16)（注２）及び(17)(注２)、２（注２）、３、４、５、６（注３）、７(注３)、８（注３）、10、11並びに12（注４）	［削る］ （注４）　［略］

3　参考事項				
フリガナ		6　設備の種別		
4　氏名又は名称				
5　住　所				
7　設置の目的				
8　設置場所				
9　高周波電流を通ずる線路	(1)　種別	(2)　区間	10　許可の番号	11　許可の年月日
12　電波法施行規則別表第６号第１の表２の項の(1)の適用の条件への適合	□適合している　□適合していない			
※備考				

←25ミリメートル→

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　［同左］

［２　同左］

３　［同左］

区　別		記載する欄	備　考
［１　同左］	［(1)　同左］ ［(2)　同左］	［同左］ ［同左］	［(注１)～(注３)　同左］
２　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	(1)　新設許可の申請の場合	１の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)(注４)及び(19)（注５）並びに２から８まで	（注４）　設備規則第65条第１項第１号及び第３号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。 （注５）　設備規則第65条第１項第１号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。 （注６）　［同左］
	(2)　変更の許可の申請等の場合	１の(1)（注２）、(2)(注２)、(3)（注２）、(4)（注２）、(5)（注２）、(6)（注２）、(7)(注２)、(8)（注２）、(9)(注２)、(10)（注２）、(12)（注２）、(13)（注２）、(14)（注２）、(15)(注２)、(16)（注２）、(17)(注２)、(18)（注２）及び（注４）並びに(19)（注２）及び(注５)、２（注２）、３、４、５、６（注３）、７（注３）、８（注３）、10、11並びに12（注６）	